

# ○愛知県道路公社定款

昭和47年5月16日

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 役員及び職員(第6条—第12条)
- 第3章 業務及びその執行(第13条・第14条)
- 第4章 道路の整備に関する基本計画(第15条)
- 第5章 基本財産の額その他資産及び会計(第16条—第22条)
- 第6章 雜則(第23条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この道路公社は、愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この道路公社は、愛知県道路公社と称する。

#### (設立団体)

第3条 この道路公社の設立団体は、愛知県とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 この道路公社は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

#### (公告の方法)

第5条 この道路公社の公告は、愛知県公報に掲載し、又は愛知県の掲示場に掲示して行う。

### 第2章 役員及び職員

#### (役員)

第6条 この道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事4名以内及び監事2名以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、この道路公社の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省中部地方整備局長又は愛知県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省中部地方整備局長に意見を出したときは、遅滞なく、その内容を愛知県知事に報告しなければならない。

(役員の任命)

第8条 理事長及び監事は、愛知県知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が愛知県知事の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることがある。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第13条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(高速自動車国道を除く。)の新設、改築、維持、修繕及び道路法(昭和27年法律第180号)第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
  - (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。)の管理を行い、又は委託に基づき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。)第3条で定めるものを行うこと。
  - (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
  - (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
  - (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 この道路公社は、前項の業務のほか、愛知県知事の認可を受けて次の業務を行う。
- (1) 前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設を建設し、及び管理すること。
  - (2) 委託に基づき、前号の業務を行うこと。
  - (3) 前項第1号に規定する地域において、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第9項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
  - (4) 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第14条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第4章 道路の整備に関する基本計画

### (道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
県道半田南知多公園線	半田市彦洲町2丁目から知多郡南知多町大字豊丘字駒帰まで
県道力石名古屋線	豊田市力石町から豊田市八草町まで
県道碧南半田常滑線	碧南市港本町から半田市11号地まで
県道碧南半田常滑線	半田市平和町四丁目から常滑市字小森まで
県道中部国際空港線	常滑市りんくう町二丁目から常滑市錦町1丁目まで
県道名古屋半田線	名古屋市緑区大高町から半田市彦洲町2丁目まで
一般国道419号	豊田市生駒町から知立市新林町まで
県道中部国際空港線	常滑市セントレア三丁目から常滑市りんくう町二丁目まで
県道日進瀬戸線	日進市岩崎町から長久手市岩作床寒まで

## 第5章 基本財産の額その他資産及び会計

### (基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、735億7,952万5千円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

愛知県 735億3,052万5千円 豊田市 4,900万円

### (事業年度)

第17条 この道路公社の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (予算等の作成)

第18条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、愛知県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (決算)

第19条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2ヶ月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て愛知県知事に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雜則

(運営に関する細則)

第23条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののはか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれの任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社の設立

の日から昭和48年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

- 4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく、愛知県知事の承認を受けなければならない。

#### 附 則

この定款は、昭和47年10月9日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和48年4月1日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和48年8月20日から施行し、昭和48年8月1日から適用する。

#### 附 則

この定款は、昭和48年10月15日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

#### 附 則

この定款は、昭和49年7月1日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

#### 附 則

この定款は、昭和50年3月20日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和50年6月25日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

#### 附 則

この定款は、昭和50年10月29日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和51年6月7日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和52年4月28日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和52年5月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月10日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年12月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年11月13日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年8月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年3月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年11月14日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年12月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年3月4日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年9月13日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年3月22日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年8月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年1月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年3月22日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年3月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年2月4日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成61年10月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成62年3月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年3月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年7月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年2月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年5月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年7月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年12月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年1月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年3月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年3月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年4月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年12月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年8月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年11月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年2月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月27日から施行する。